

## オールやすぎ商品券事業 指定事業者募集要領

### 1. (事業の目的)

新型コロナウイルス感染症の長期にわたる影響による地域経済の低迷に対し、事業者の売上拡大及び市民の生活支援を図ることを目的とし、オールやすぎ商品券（以下「商品券」という。）を発行する。

### 2. (商品券の発行について)

- (1) 名 称 オールやすぎ商品券
- (2) 発 行 者 安来市
- (3) 対 象 者 令和3年3月10日（予定）時点で、安来市に住所を有する者
- (4) 配 布 額 市民一人当たり5,000円分（共通券1,000円券×2枚、地域応援券1,000円券×3枚）
- (5) 発行枚数 190,000枚（予定）
- (6) 有効期間 令和3年4月中旬（予定）から令和3年9月30日

### 3. (商品券の種類)

- (1) 共通券 全ての指定事業者で利用できる商品券
- (2) 地域応援券 指定事業者のうち第6（2）に掲げる事業者で利用できる商品券

### 4. (取扱いにおける厳守事項)

- (1) 商品券は物品の購入もしくは借り受け又はサービスの提供において使用できる。
- (2) 商品券を現金化することはできない。
- (3) 商品券額面以下の利用の場合、おつりは出ない。
- (4) 商品券は、一度の会計で複数枚使用できる。
- (5) 有効期間を過ぎた商品券は無効とする。
- (6) 商品券の汚損、紛失及び盗難に対し、安来市はその責を負わない。

5. (商品券の利用対象にならないもの)

- (1) 不動産、有価証券及び金融商品の購入
- (2) 金券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属その他の換金性の高い物の購入
- (3) 税金、保険料及び電気・水道・ガス・電話料金の支払
- (4) 医療保険、介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む。)の支払
- (5) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入
- (7) 特定の宗教・政治団体に関わる取引及び公序良俗に反する取引
- (8) 換金、金融機関への預け入れ
- (9) その他不適切と認められる取引

6. (指定事業者への登録資格)

(1) 共通券のみ取り扱うことができる事業者

市内に事業所、店舗等を有する事業者であり、次のアからウに該当する事業者を除いたもの。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- ア. 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っている事業者
- イ. 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員)が申請や対象事業に関わっている場合
- ウ. 申請時点で破産、会社更生、民事再生、特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかに係る手続きについて申し立てを行っている場合

(2) 地域応援券、共通券どちらも取り扱うことができる事業者

上記(1)に該当し、次のアからウに該当する事業者を除いたもの。

- ア. 安来市外に本店及び本社等を置く事業者
- イ. 市外に店舗等を有する個人事業主のうち納税地が市外の事業者
- ウ. スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンターに類する大型店舗(常時使用する従業員人数51人以上の事業者が経営する店舗または店舗面積500m<sup>2</sup>以上の店舗)

## 7. (指定事業者の遵守事項及び責務等)

- (1) 地域応援券の取扱ができる指定事業者以外の事業所で、利用者から地域応援券の使用の申し出があった場合、使用不可である旨を説明し、使用を拒否すること。誤って使用された商品券による損失は指定事業者の責務とする。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないか確認し、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否し、その事実を速やかに安来市商工観光課（以下「商工観光課」という。）に報告すること。
- (3) 著しく破損、汚損している商品券は受け取りを拒否すること。
- (4) 商品券を受け取った際は、他店での再利用を防止するため、裏面の所定欄に指定事業者名を記入すること。
- (5) 商品券の譲渡、交換及び売買は行わないこと。有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金対象とする。
- (6) 指定事業者自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないこと。
- (7) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は指定事業者の責務とする。
- (8) 指定事業者であることが明確になるよう、後日配布するステッカー、ポスターを利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (9) 指定事業者一覧表作成における店舗等の情報掲載及び安来市ホームページ、市報等により広報を行うことについて承諾すること。
- (10) 本事業についての効果を検証するため、アンケート等の調査に協力すること。
- (11) その他本事業の目的に反することを行わないこと。

## 8. (申請手続き)

- (1) 申請書類
  - ア. オールやすぎ商品券指定事業者登録申請書兼誓約書
  - イ. 振込口座の内容が分かる書類の写し  
(金融機関名、支店名、預貯金種別、口座名義、口座番号が記載されたもの)
- (2) 申請方法

この「募集要領」に同意のうえ「オールやすぎ商品券指定事業者登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、商工観光課へ郵送又は直接提出すること。なお、複数店舗の登録を希望する場合は店舗ごとに申請をすること。

(3) 申請書の提出先

〒692-8686 安来市安来町878番地2 安来市商工観光課あて

(4) 申請期間

令和3年2月15日(月)～令和3年7月30日(金)

なお、令和3年3月12日(金)までに登録された指定事業者については、市内全世帯への商品券送付時に同封する指定事業者一覧表に掲載される。

(5) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、市の審査を経て指定事業者として承認を行う。承認した場合には後日「指定事業者登録証明書」(以下、「証明書」という。)、ステッカー等の郵送により、結果を通知する。

9. (換金)

(1) 換金について

指定事業者は、換金の際は以下の書類を商工観光課窓口へ提出すること。(広瀬地域センター・伯太地域センター窓口でも受け付けます。)

ア. オールやすぎ商品券事業費補助金交付申請書(様式第1号)

イ. 使用済み商品券(事業者欄に記入がなされていること。)

ウ. オールやすぎ商品券事業費補助金交付請求書(様式第3号)

※換金の際には指定事業者であることを証する為に受付後に発行する証明書を提示すること。

(2) 換金期間

商品券使用開始日から令和3年10月20日までとする。

※期間を過ぎたものについての換金は認めない。

(3) 支払い

換金の請求があった日から1ヶ月程度で、口座へ振込を行う。現金での換金は行わない。

(4) その他

- ア. 商品券の額面以下の使用であっても、おつりは出さないこと。
- イ. 裏面に使用された指定事業者名の記入をすること。
- ウ. 商品券の偽造、不正使用等が明らかな場合は、受け取りを拒否し、発行者及び警察へ通報すること。
- エ. 商品券の利用を受けた際には商品券使用時の会計額、商品券の使用枚数を正しく把握し、適切に会計を行うこと。

#### 10. (換金の拒否等)

市長は、申請の内容に虚偽の事実があったとき又はこの「募集要領」、「オールやすぎ商品券事業費補助金交付要綱」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や指定事業者の登録を取り消すことができる。また、違反により損害金が生じた際は、請求することができる。

#### 11. (その他留意事項)

この「募集要領」に記載されていない事項は、商工観光課と協議を行うこと。

#### 12. (問い合わせ先)

692-8686 安来市安来町878番地2

安来市政策推進部商工観光課商工振興係

電話0854-23-3164 ファクシミリ0854-23-3061